

<内容>のポイント

- ①設備認定→『事業計画認定』へ変更
- ②事業計画の提出
- ③事業計画策定ガイドラインの順守

平成29年3月31日までに認定を受け、接続契約を締結した方は、平成29年4月1日～9月30日までに事業計画を、WEBまたは書面にて提出する必要があります。

未提出の場合は、設備認定失効の対象となるとの事です。

情報は下記アドレスからダウンロードできます。

資源エネルギー庁のHP

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/kaisei.html

※弊社施工物件については順次、再登録の手続きを行ってまいります。

手続きにあたり、担当者よりご連絡させていただきますのでよろしくお願い致します。